

平成 17 年 8 月 12 日

各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目 17 番 5 号  
株式会社ガイアックス  
代表取締役社長 上田 祐司  
(コード番号: 3775 名証セントレックス)  
(連絡先) 経理財務部長 福永 康紀  
TEL 03-5464-0376 (直通)

## ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 8 月 11 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 ノ 21 の規定に基づき、下記の要領により当社取締役、監査役および従業員等に対して、特に有利な条件で新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 17 年 8 月 29 日開催予定の当社第 7 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社取締役、監査役及び従業員等の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の割当を受けるもの

当社の取締役、監査役及び従業員

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 500 株を上限とする

なお新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式合併を行う場合、各発行対象者に付与される 1 個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

##### (3) 新株予約権の総数

500 個を上限とする。(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は 1 株とする)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込む金額

新株予約権の目的となる株式の1株あたりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における名古屋証券取引所における当社普通株式取引終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただしその当該平均値が新株予約権発行の日の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。以下同じ。）を下回る場合は当該終値とする。

なお、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払い込む金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使によるものを除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(6) 新株予約権の行使期間

平成19年10月1日から平成26年9月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 権利行使については役員、監査役はその任期満了の時まで在任すること、従業員等は権利行使の時まで引き続きその地位にあること。
- ② 権利者の相続人は、新株引受権を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権の譲渡、および質入は認めないものとする。
- ④ その他については、今後の定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象役員、監査役および従業員等との間で締結する契約に定めるものとする。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、または新株予約権の全部もしくは一

部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

(注1)具体的な発行内容及び割当の条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社の取締役会の決議をもって決定いたします。

(注2)上記の決議は、平成17年8月29日(月)開催予定の当社第7期定時株主総会において承認可決されることを前提としております。

以 上